



茨城労働局公示第 66 号

登録教習機関の代表者の変更について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 47 条の 2 及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 22 条の 2 に基づき、登録教習機関の代表者に変更されたので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 変更前、変更後の登録教習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 変更前

①登録教習機関の名称

一般社団法人古河労働基準協会

②住所

茨城県古河市東三丁目 7 番 35 号永塚ビル 1 F

③代表者の氏名

会長 太田 慶樹

(2) 変更後

①登録教習機関の名称

上記 1 の (1) の①のとおり

②住所

上記 1 の (1) の②のとおり

③代表者の氏名

会長 伊藤 龍司

2 変更の年月日

上記 1 の登録教習機関の代表者の変更年月日は、令和 7 年 5 月 20 日

令和 7 年 7 月 28 日

茨城労働局長

